

労務管理講座（基礎編）のご案内

～労使の信頼を築く労務管理を！～

一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会
登録番号 T3090005000182
甲府市北口2-15-1(電話251-6626)
<http://www.yamanashi-roukiren.com/>



日時：令和6年5月20日（月）

午前9時00分～午後4時30分
（受付：8時45分～）

場所：山梨県立中小企業人材開発センター

甲府市大津2130-2

講義内容

- ① 中小零細企業における労務管理のポイント～基礎編～
- ② 労基署って何？対応の仕方
- ③ パワハラ防止とパワハラ発生時の対応

講師

社会保険労務士 星野 護

労務関係を担当する方及び経営者向けの講習会です。

「これまでなんとなく労務管理を行っていた」「労務管理を担当しているが、実は労働基準法をよくは知らない。」「パワハラ防止法が適用された。実際には何を必要とするのか？」「従業員からパワハラを受けているとの相談を受けた。どのように対応していけばいいのか分からない」「労働基準監督官がいきなり来た。色々指導されたがどうしたらいいか分からない。」「労災保険はかけているけど、労働災害が発生した場合には、どうしたらいい？」。

そんな声を受け、問題解決の基礎知識をご説明します。

また、令和6年4月1日から労働条件の明示ルールの変更がありましたし、2024年問題と言われる特定業種の上限規制の適用等企業にとっても厳しい状況にあります。さらに、安衛法の関係では、「新たな化学物質管理」と称して各種規制が強化されています。

これらについて、元労働基準監督官として、また、社会保険労務士の立場から、雇用の現場で起こりやすい問題やその具体的な対応事例等を含めてご説明します。

今後、人材不足は更に厳しくなっていく中で、定着率の向上、新たなる人材の確保は、労働環境の改善などにより、従業員の満足度を上げていくことが必要です。

労務担当者のみでなく、経営者にも知っておいていただきたいこと満載です。積極的なご参加をお待ちしています。

講習科目と時間割

9:00～14:00 (昼休憩等含む)	14:10～15:00	15:10～16:00	16:00～16:30	16:30～
労働基準法と 労務管理（基礎）	労基署の理解と 付き合い方	パワハラ防止と 発生時の対応	法改正等トピック クス・質疑等	修了証交付

注) (1) 原則として遅刻は認めません。時間厳守をお願いします。

(2) 講師の都合により内容、時間を変更することもあります。

(3) 定員（25名）に達した時は、申込期目前でも締め切ることがあります。

(4) 今年度は1回のみ開催です。（現時点では、秋の開催予定はありません。ご注意ください。）

- 1 日 時 令和6年5月20日(月) 午前8時45分～(受付)
- 2 場 所 山梨県立中小企業人材開発センター(甲府市大津2130-2)
 ※ 駐車スペースに限りがありますので、アイメッセ第3駐車場をご利用下さい。
 地図明細: <http://www.yavada.jp/access.html> でご覧下さい。

3 受講料等 受講料 5,500円 テキスト代 2,700円
 計 8,200円 消費税(10%) 820円 合計 9,020円

★受講料につきましては、必ず申込み手続きを済ませてから、令和5年5月10日までに下記に“振込み”をお願いします。

振込口座 山梨中央銀行武田通支店 普通 674128
 (一社)山梨県労働基準協会連合会
 ※なお、振込手数料につきましては、受講者の負担とさせていただきます

- 4 修了証 講習科目をすべて受講した者には修了証を交付します。
- 5 申込方法 下記の申込書に所定事項記載の上、令和6年5月10日までに当連合会に申し込んでください。
 なお、HP上の申込開始日はFaxのみの受付となります。(FAX 055-251-6615)

6 その他

- (1) 申し込み後の取消(キャンセル)は、講習日5日前(令和6年5月13日まで)とします。以降の取消しは欠席扱いとし、受講料の返金はいたしませんのでご注意ください。なお、未納の場合にはご請求いたします。
- (2) 受講者の変更については、講習日2日前(令和6年5月16日)までに申し出ください。

労務管理講座(基礎編)申込書 (令和6年5月20日実施)

フリガナ			昭和	年	月	日
氏名	男・女	生年月日	平成			
現住所	〒					
担当窓口	部署名	担当者名	電話番号			
			Fax番号			
<p>☆ 記載に当たっては、労働者名簿等によりよく確認し、楷書で誤りのないように記入してください。</p> <p>上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日</p> <p>郵便番号 〒</p> <p>所在地</p> <p>事業場名 電話番号 ()</p> <p>一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会長 殿</p>						

受講料 5,500円 テキスト代 2,700円
 計 8,200円 消費税(10%) 820円 合計 9,020円

上記金額を次の指定口座に、令和6年5月10日までにお振り込みください。

振込口座 山梨中央銀行武田通支店 普通 674128
 (一社)山梨県労働基準協会連合会
 ※なお、振込手数料につきましては、受講者の負担とさせていただきます

請求書は本通にて、領収書は金融機関の「振込金受取書」にて、ご対応いただきますよう、お願いいたします。
 一般社団法人山梨県労働基準協会連合会 登録番号 T3090005000182

【個人情報について】ご記入いただいた個人情報につきましては、当会が責任を持って管理し、申込みいただいたサービスの確かな実施のためにのみ使用いたします。